

第三十二号議案

江戸川区景観条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区景観条例の一部を改正する条例

江戸川区景観条例（平成二十二年十二月江戸川区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「良好な景観の形成に関する方針及び同項第三号に規定する」を削り、「事項」の下に「及び同条第三項に規定する良好な景観の形成に関する方針」を加える。

第十八条中「第八条第二項第三号」を「第八条第二項第二号」に改める。
第二十五条第二号及び第二十六条第二号中「き損」を「毀損」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

景観法（平成十六年法律第百十号）の改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。